

●兵庫県後期高齢者医療広域連合の保険料率

	均等割額	所得割率	賦課限度額
令和6・7年度	52,791円	11.24%	80万円
令和4・5年度	50,147円	10.28%	66万円

●保険料率の激変緩和措置（令和6年度のみ適用）

制度改正による急激な増額を緩和するため、①または②に該当する方は令和6年度に限り次の料率などを適用します。

①	総所得金額等 ^{※1} から基礎控除額43万円を差し引いた額が58万円（年金収入211万円相当）以下の方	所得割率 10.32%
②	昭和24年3月31日までに生まれた方および令和7年3月31日までに障害認定により資格を取得された方	賦課限度額 73万円

●兵庫県の令和6年度保険料の計算方法

年間の保険料は被保険者一人ひとりが等しく負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計します。

均等割額	+	所得割額	=	保険料額（年額）
52,791円		(総所得金額等 ^{※1} - 43万円) × 所得割率 11.24% ^{※2}		(上限 80万円) ^{※2}

※1 総所得金額等とは収入額から次の控除額を引いた金額です。（公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費）ただし、所得控除額（社会保険料控除額、扶養控除額等）は含みません。
 ※2 上記「保険料率の激変緩和措置について（令和6年度のみ適用）」の①に該当する方については、所得割率は10.32%、②に該当する方については、賦課限度額は73万円が適用されます。

後期高齢者医療制度の保険料を決める基準である保険料率（均等割額と所得割率）は2年ごとに見直します。
 ～令和6年度から後期高齢者医療制度の一部が改正されます～
 「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の施行により、後期高齢者医療制度が出生育児一時金に係る費用の一部を支援することや、後期高齢者負担率の引き上げの見直しが行われることになりました。

保険

後期高齢者医療 保険料率が決定

保険料額の通知について

後期高齢者医療制度の保険料を決める基準である保険料率（均等割額と所得割率）は2年ごとに見直します。
 個人ごとの保険料額は、7月中旬に送付する保険料額決定通知書でお知らせします。

●課税限度額の引き上げ

高齢化などに伴い医療費が増大する中、中間所得層の保険料負担を軽減するため、課税限度額を引き上げました。

	医療分	後期高齢者支援分	介護分	合計
改正前(令和5年度)	65万円	22万円	17万円	104万円
改正後(令和6年度)	65万円	24万円	17万円	106万円

●低所得者世帯に対する軽減基準の拡大

世帯主および国保加入者の合計所得が一定基準以下の場合、「均等割」と「平等割」について7割・5割・2割の軽減措置が適用されます。このうち5割軽減と2割軽減の基準を拡大しました。

	改正前（令和5年度）	改正後（令和6年度）
2割軽減	所得が43万円+53.5万円 × 被保険者数+10万円 × (給与所得者等の人数-1)以下の世帯	所得が43万円+54.5万円 × 被保険者数+10万円 × (給与所得者等の人数-1)以下の世帯
5割軽減	所得が43万円+29万円 × 被保険者数+10万円 × (給与所得者等の人数-1)以下の世帯	所得が43万円+29.5万円 × 被保険者数+10万円 × (給与所得者等の人数-1)以下の世帯

なお、令和6年度の国民健康保険税率に変更はありません。

問合せ 国保医療課 ☎ 8721

保険

国民健康保険税の改正

将来の年金額を増やしたい方は「付加年金」を

国民年金第1号被保険者と任意加入被保険者は、定額保険料（月額16,980円）に加えて付加保険料（月額400円）を納付することで、将来の老齢基礎年金に付加年金分が上乘せされます。付加保険料の納付は、申し込んだ月分から、上乘せされる付加年金の年額は、[200円 × 付加保険料納付月数]です。付加年金を2年以上受け取ると、支払った付加保険料以上の付加年金が受け取れます。産前産後期間の免除を届け出される方も、付加保険料の納付ができます。国民年金基金に加入中の方は、付加保険料の納付ができません。

問合せ 市民課 ☎ 8722、加古川年金事務所 ☎ 079-427-4740

●所得が低い方の軽減（令和6年度）

世帯（世帯主と世帯内の被保険者）の令和5年中の総所得金額等が一定の金額以下の方は、均等割額が軽減されます。

総所得金額等（被保険者+世帯主）が次の基準額以下の世帯	軽減割合（軽減後均等割額：年額）
基礎控除額（43万円）+10万円 × (年金・給与所得者数-1)	7割（15,837円）
基礎控除額（43万円）+29.5万円 × 被保険者数+10万円 × (年金・給与所得者数-1)	5割（26,395円）
基礎控除額（43万円）+54.5万円 × 被保険者数+10万円 × (年金・給与所得者数-1)	2割（42,232円）

※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定します。
 ※年金・給与所得者とは、同一世帯内の被保険者と世帯主のうち給与所得または公的年金等所得およびその両方がある者をいいます。

被扶養者であった方の軽減
 制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者であった方は、所得割額がかからず、後期高齢者医療制度の被保険者となつてから2年間は均等割額が5割軽減され、年額2万6395円となります。
 なお、国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた方は対象となりません。
 ※被扶養者であった方でも、世帯の所得が低い方の軽減を受けることができます。ただし、両方受けることができる場合は、軽減割合の高い方が適用されます。
 問合せ 国保医療課 ☎ 8796、兵庫県後期高齢者医療広域連合（コルセンター） ☎ 078・326・2021

助成

福祉医療費受給者証 7月から更新

新しい福祉医療費受給者証を6月下旬に郵送します（母子家庭などに該当される方には現況届を郵送）。7月からは、マイナンバーカード（健康保険証）と一

緒に新しい受給者証を医療機関の窓口で提示してください。
 問合せ 国保医療課 ☎ 8796

助成制度	対象者	自己負担	所得基準															
乳幼児等・子ども	0歳児～18歳	なし	所得制限なし（ただし、中学3年生までは保護者の所得の確認が必要）															
高齢期移行	65～69歳で世帯全員が市民税非課税	2割負担 区分Ⅱ/ ・外来限度額 月12,000円 ・外来+入院限度額 月35,400円 区分Ⅰ/ ・外来限度額 月8,000円 ・外来+入院限度額 月15,000円	区分Ⅱとは… 市民税が非課税世帯で本人の年金収入と他の所得の合計が80万円以下で、かつ要介護2以上に該当する方 区分Ⅰとは… 市民税非課税世帯で、世帯全員の所得が0円の方															
重度障害者等・高齢重度障害者等	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	・外来限度額/1医療機関あたり1日600円で月2回まで（低所得者400円） ・入院限度額/1割負担で月2,400円（低所得者1,600円） ※18歳までは自己負担なし	本人、配偶者および扶養義務者の市民税所得割額が235,000円未満 ※18歳までは所得制限なし															
母子家庭等	18歳に達した年度末までの児童または20歳未満の高校在学中の児童を監護する母または父およびその児童、遺児	・外来限度額/1医療機関あたり1日800円で月2回まで（低所得者400円） ・入院限度額/1割負担で月3,200円（低所得者1,600円） ※18歳までは自己負担なし	児童の親または扶養義務者の所得が下記の基準未満 ※詳しくは市HPを参照 <table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養人数</th> <th>親と子を助成</th> <th>子のみ助成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>49万円</td> <td>192万円</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>87万円</td> <td>230万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>125万円</td> <td>268万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>163万円</td> <td>306万円</td> </tr> </tbody> </table> ※18歳までは所得制限なし	扶養人数	親と子を助成	子のみ助成	なし	49万円	192万円	1人	87万円	230万円	2人	125万円	268万円	3人	163万円	306万円
扶養人数	親と子を助成	子のみ助成																
なし	49万円	192万円																
1人	87万円	230万円																
2人	125万円	268万円																
3人	163万円	306万円																

※市民税所得割額は、住宅借入金等特別税額控除または寄付金税額控除がある場合、控除前の税額で判定します。
 ※精神障害者保健福祉手帳によって受給者となられた方は、精神疾患以外の受診分について医療費を助成します。
 ※高額な治療を受ける際には、必ず医療機関の窓口で限度額認定証をご提示ください（マイナンバーカードを提示した場合を除く）。